

2020年3月4日首相令（概要）

第1条 全国におけるCovid-19の拡散抑止のための対策

第1条1項

COVID-19 ウイルスの拡散抑止のため、国土全域において以下の対策が採られる。

- a) 保健衛生関係者や公務員等が参加する会議、集会、ミーティング、イベント等の一時中止。会議・会合に類する他のあらゆる活動も、本首相令の期限以降にまで延期される。
- b) 映画・演劇・デモ・イベント・ショー等、最低1メートルの対人距離を確保できないような人の密集を招くあらゆる催しの一時中止。場所は公共・私有を問わない。
- c) あらゆるスポーツイベント・試合の一時中止。場所は公共・私有を問わない。3月1日首相令別添1とその後の改訂に含まれる自治体以外では、これらのイベントや競技アスリートの練習につき、閉め切られたスポーツ施設の内部あるいは観衆なしの屋外で行うことが許可される。
- d) 本首相令の発効日翌日から3月15日までの期間に限り、保育園・幼稚園及びあらゆるレベル・種類の学校教育サービス、大学を含めた高等教育の一時停止。ただし、遠距離で行われる教育活動（当館注：テレビ等を使った通信教育）は除外される。
- e) 課外活動としての遠足・修学旅行、交換・姉妹都市プログラムの一時中止。
- f) 保育園・幼稚園及びあらゆるレベル・種類の学校を病気のために5日以上欠席した場合、再登校の際には医師の診断書を提出する。
- g) 学校教員は、学校教育停止期間中、障害のある学生にも配慮しつつ遠隔での教育を開始する。
- h) 大学及び音楽・舞踊高等教育機関は、教育停止期間中、障害のある学生にも配慮しつつ、可能ならば遠隔での教育を行ってよい。これらの大学等は、教育活動が再開された際、補講や試験を適切な形で行う。
- i) ウイルスの問題により学生が大学及び音楽・舞踊高等研究機関の教育活動に参加できなかった場合、欠席は期末試験や成績評価に算入されない。
- l) 保健衛生スタッフから特別の指示がない限り、患者の付き添い人が救急外来や救急棟の待合室に立ち入ることは禁止される。
- m) 入院病棟や要介護者向け施設などへの親族や訪問者の立ち入りは、施設の保健衛生担当部門が認めた場合に限られる。
- n) 1月31日の緊急事態宣言が有効である期間中、雇用主はスマート・ワーキングを採用してもよい。
- o) f)の措置により試験を受けられなかった者に対しては、予定されていた期限を延長する。
- p) 緊急事態宣言が継続する間、刑務所や未成年収監施設に新たに収監される者がいる場合、地域保健当局は、ウイルスの感染拡大が抑止されるよう内務省をサポートする。

第2条 全国における情報周知及び予防に関する対策

第2条1項 国全体に対し、更に以下の対策を講じる。

ハイライト部分は3月1日首相令からの変更点、注目点

- a) 保健衛生分野関係者は、WHOが報告する呼吸器経由の感染症拡大防止策を履行し、保健省が発表する通り部屋の衛生・消毒管理を行う。
- b) 高齢者及び1つ又は複数の慢性疾患、先天的及び後天的免疫不全を患う者は、真に必要な場合を除き、外出及び別添1 d)の示す通り他人との距離を最低1メートル確保するのが困難な人の密集する場所を避けることを推奨する。
- c) 幼児教育サービス、あらゆるレベル・種類の学校、大学、その他の地方自治体事務所は、市民に開放された空間あるいは市民が集合、行き来する場所に、別添1の予防措置に関する情報を掲示しなければならない。
- d) 市長や業界団体 (associazioni di categoria) は、別添1に列挙された予防措置の情報拡散を店舗で促進しなければならない。
- e) 文化及びスポーツ団体だけでなく、自治体や地方公共団体に対しても、本首相令が禁止する集団活動に代わる、人の密集状態を作らない、又は参加者が自宅敷地内で行える限り、屋外での活動を促進する個人で可能なリクリエーション活動の機会を提供することを推奨する。
- f) 市民が出入りする場所だけではなく、地方自治体、特に保健衛生サービス施設では、利用者や訪問者だけでなく、職員も利用できる手洗いのための消毒薬を設置しなければならない。
- g) 公務員及び私企業の採用試験手続に関し、手続きの遂行が許可されている場合でも、候補者欧支の接触を減らすための適切な措置を取り、別添1 d)が示す通り、互いに1メートルの距離を保てるようにすること。
- h) 長距離を走行する交通機関を含む地方公共交通機関の運営会社は、公共交通機関の特別清掃作業を採り入れなければならない。
- i) 本政令の官報掲載日から直近の14日間にイタリアに入国した者で、WHOが指定するような感染リスクが高い地域、あるいは3月1日首相令の別添1の自治体に滞在・経由した者は総合診療医 (MMG) あるいはかかりつけの小児科医 (PLS) だけでなく、管轄地域の保健機関内対策部に通知すること。公的保健機関へのデータの転送は、各州が個別にデータ転送措置を決定し、公的保健機関の医師の名前とコンタクトを指定する。市民から緊急事態番号112あるいは各州が指定するフリーダイヤルに接触があった場合、オペレーターは、(同市民の情報を) 管轄地域の公的保健機関へ転送するために、身分及び連絡先を伝える。

第2条2項 公的保健機関の職員 (operatore di Sanita' Pubblica) 及び管轄地域の公的保健機関サービスは、第1項 i)の規定に基づき、以下に指定される方法によって、自宅隔離を指示することが想定される。(3月1日首相令と同様)

- a) 報告を受けたら、当人の他者との接触リスク (rischio di esposizione) につき適正な判断を下す目的で、電話で接触し、可能な限り詳細及び実証的に、滞在地域及び直近14日間の旅行の行程につき情報を収集する。
- b) 保健監督及び自宅隔離を実施する必要があると判断された場合、当人の最大限の協力を得

ハイライト部分は3月1日首相令からの変更点、注目点

るため、方法と目的を示しつつ、取るべき対策を詳細に説明する。

- c) 保健監督及び自宅隔離を実施する必要があると判断された場合、公的保健機関職員は、INPSの証明書のためにも本人がサポートを受けることができる総合診療医あるいはかかりつけの小児科医に通知する。
- d) 仕事を休むために証明書が必要な場合の説明（省略）

第2条3項 公的保健機関職員は更に以下実施しなければならない(3月1日首相令と同様)。

- a) 熱がないこと、自宅隔離に付される本人に他の持病がないか確認すること、また同居人がいる場合同居人に対しても同様に確認する。
- b) 本人に対し、症状、感染の特徴、感染のパターン、発症した場合に同居人を守るために実施すべき対策を説明する。
- c) 朝晩2回、体温を測ることの必要性につき本人に情報提供する。

第2条4項 予防措置の効果を最大限にするため、また、以下の対策の最大限の遵守と適用を確保するために、自宅隔離の意義、方法及び目的について知らしめることは極めて重要である。(3月1日首相令と同様)

- a) 最後に他人と接触があった日から14日間隔離状態を保つこと
- b) 社会的接触の禁止
- c) 移動及び旅行の禁止
- d) 監督のために、連絡が取れる状態にいること

第2条5項

自宅隔離に付されている間に症状が現れた場合、本人は以下を行わなければならない。

- a) 総合診療医(MMG)あるいはかかりつけの小児科医(PLS)及び公的保健機関職員に即座に通知すること。(3月1日首相令と同様)
- b) 外科用マスク(自宅隔離開始の時点で供給される)を着用し、その他の同居者から離れる
- c) 病院へ搬送されるまでの間、適度な換気を行いつつも、自室の扉を閉めて待機する

第2条6項

公的保健機関は監督対象の本人の健康状態を把握するため日々連絡をとる。当該人が発症した場合には、総合診療医(MMG)あるいはかかりつけの小児科医(PLS)に相談の後、公的保健機関の医師が保健相の通達(5443-22/02/2020)が規定する手続きに進む。

第2条7項

全国で別添1の予防措置を適用する。(3月1日首相令と同様)

第3条 対策のモニタリング

管轄地域のプレフェットは、本首相令で規定される対策が管轄の地方自治体によって実行され

ハイライト部分は3月1日首相令からの変更点、注目点

ているか監督する。

第4条 最終規定

第4条1項 本政令の規定は本政令の決定日（署名及び官報掲載日）より発効し、個々の条項に規定がない限り4月3日まで効力を有する。

第4条2項 本政令が発効した日以降、2020年3月1日首相令の第3条及び第4条は効力を失う。

第4条3項 2020年3月1日首相令の第1条及び第2条、3月1日首相令に加えられた改訂は有効のままとする。3月1日首相令別添1、2、3の地域においては、本首相令の規定が3月1日首相令第1条、第2条より制限的である場合、右第1・2条に含まれていない全ての措置が適用される。

第4条4項 本政令の規定は特別州及びトレント自治県・ボルツァーノ自治県にも適用される。

2020年3月4日 ローマ

コンテ首相（署名）

スペランツァ保健相（署名）

別添1 保健衛生対策

- a) 手洗いを頻繁に行う。あらゆる公共施設、運動施設、スーパー、薬局、人の集まる場所ではアルコール消毒剤を置くことが推奨される。
- b) 呼吸器症状を呈している人と接近するのを控える。
- c) 抱擁や握手を控える。
- d) 人と会う際には少なくとも1メートルの対人距離を取る。
- e) 飛沫対策（咳やくしゃみはティッシュ等で覆い、手に飛沫が付くのを避ける）
- f) 瓶やコップの使用は一人ずつにする。特にスポーツの場面。
- g) 手で目・鼻・口に触れない。
- h) くしゃみや咳をする際には口や鼻を覆う。
- i) 医師の処方がない限り抗ウイルス剤や抗生物質を摂取しない。
- l) 塩素あるいはアルコール性の消毒剤で物の表面を拭く。
- m) マスクは風邪等の疑いがある時や病人の介助をする際にのみ使用する。